

○広域交付制度とは

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになります（広域交付）。

これによって、

【どこでも】

本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

【まとめて】

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※ コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※ 一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

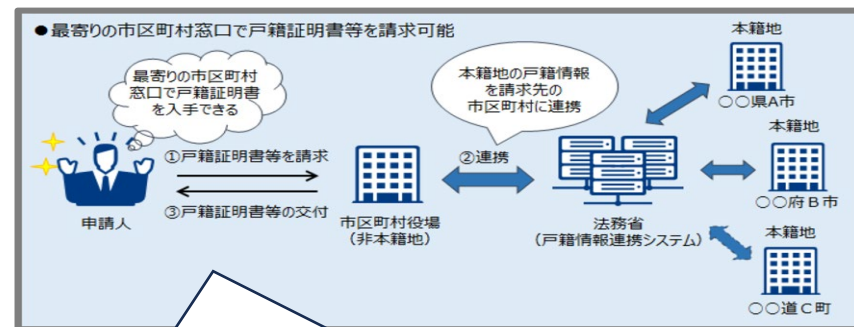
<改正前>



郵送で請求するために、1回の請求で最低1週間程度の期間がかかる。

市区町村への手数料を定額小為替で納付するので、その費用負担も重荷になる。

<改正後 令和6年3月1日～>



〈広域交付で戸籍証明書等を請求できる方〉

①本人 ②配偶者 ③父母、祖父母など（直系尊属）

④子、孫など（直系卑属）

※ 請求時、窓口にて顔付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の提示が必要。

<要望>

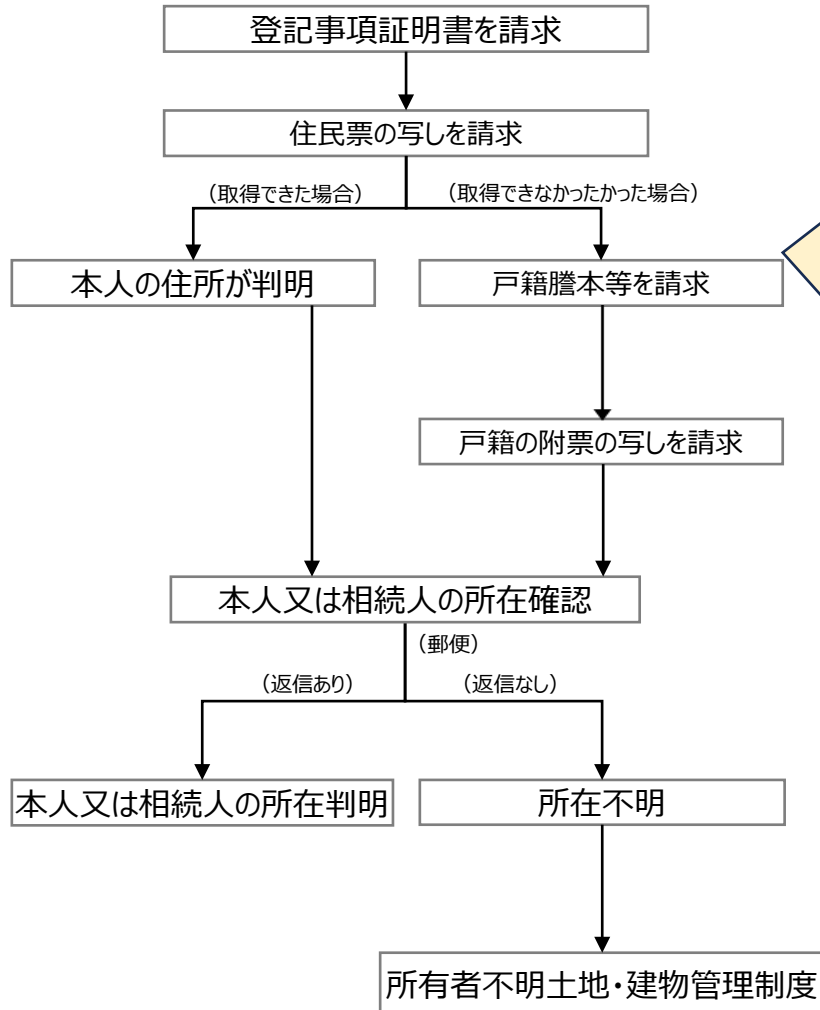
所有者探索では職務上請求を活用して戸籍謄本等を取得しているが、郵便で請求しているため、郵送作業の手間がかかり、請求中の待ち時間が長く、かつ切手代等費用も多くかかる。

広域交付制度を職務上請求で利用できるようになれば、大きなコスト削減が期待できる。

広域交付制度の職務上請求が認められた場合の効果イメージ

令和6年11月26日 熊本県司法書士会 副会長 中山 貴博

<所有者探索フロー>



※広域交付制度の職務上請求ができることで得られる効果
左記フロー【戸籍謄本等を請求】

○戸籍謄本等97通取得した事例（相続人29名）

Before：30通郵送請求（17回、残りを役所の窓口で取得）
調査期間 3ヶ月（多くが郵便待ちの期間）
郵便代、定額小為替代必要

After：士業が事務所近隣の役所で請求
役所での待ち時間によるが、数日で戸籍調査完了も可
郵便代、定額小為替代不要